

化学物質管理者講習に準ずる講習(6 時間)について

(労働安全衛生規則 第12条の5)

労働安全衛生規則第12条の5に基づく、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場を対象とした化学物質管理者を選任するための講習です。製造以外の事業場においては、選任要件を定めていませんが、厚生労働省では専門的講習等の受講者から選任することを推奨しております。

※この講習は製造事業場向けの講習ではありません

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1.5 時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	2時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1.5 時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5 時間
	関係法令	0.5 時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。